

# 長和町ケーブルテレビ施設 黒耀の里ゆいねっと 「光ケーブルテレビ」「光ケーブルインターネット」に関する 重要説明事項

本説明事項は、「光ケーブルテレビ」「光ケーブルインターネット」に関するものです。  
記載事項をご確認いただき、加入申込書の「加入の同意」欄にご署名の上お申し込み下さい。

## (1) サービス名称・[区分]

光ケーブルテレビ・光ケーブルインターネット

## (2) 本サービスの提供者及びお問い合わせ先

料金のお支払いに関する お問い合わせ先	長和町役場総務課情報管理係 0268-75-2043
インターネットサービス に関するお問い合わせ先	長野県協同電算（JANIS ヘルプデスク） 0120-20-4824
CS有料放送に関する お問い合わせ先	丸子テレビ放送株式会社 0268-43-2111
黒耀の里ゆいねっと 案内ページ	<a href="http://www.kokuyou.ne.jp">http://www.kokuyou.ne.jp</a>

## (3) ご留意事項

### ・サービスについて

1. 料金やサービスは、長和町ケーブルテレビ施設条例（平成 21 年 3 月 23 日条例第 5 号）及び長和町ケーブルテレビ施設条例施行規則（平成 18 年 3 月 22 日規則第 1 号）の規程によります。

### ・料金のお支払いと請求について

1. 本サービスのご利用料金は、長和町役場よりご請求させていただきます。
2. 月額利用料金、オプション料金等の定額料金は日割り計算を行っておりません。
3. 引込工事完了日をサービス加入日とし、加入日から利用料金の請求を開始します。
4. ご利用料金は原則として町指定金融機関のお客様口座よりお支払いいただきます。また光ケーブルテレビ、光ケーブルインターネット、その他オプションを合わせてご利用の場合、お支払い口座を別にすることはできません。
5. 新規加入登録手数料は、申込時にお届けする納付書によってお支払いいただき、別途工事費は委託業者へ直接お支払いいただくものとします。いずれも入金確認後に引き込み工事を行います。
6. ご利用料金は二ヶ月に一度、奇数月（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月）に二ヶ月分の利用料を口座振替（お引き落とし）とさせていただきます。

7. お客様のご都合により口座振替（お引き落とし）が出来なかった場合は、請求月の翌月の 15 日（金融機関が休業の場合は、その直後の営業日）に再振替をさせていただきます。または、ご来庁のうえ現金でお支払いいただくことも可能です。

### ・その他

1. 設備の保守、修理等の理由によりやむを得ず一時的にサービスを中断することがあります。その場合、緊急時をのぞき事前に通知いたします。
2. 天災や事故または設備の故障等により、一時的にサービスの提供が出来ないことがあることをご了承ください。
3. 1, 2いずれの場合も、町はサービスが中断されたことによる損害の賠償には応じません。  
※条例に定める「支払いを要しない料金」を除きます。

## (4) ご契約にあたり

1. 光ケーブルテレビ、光ケーブルインターネットは、それぞれ独立したご契約になります。各サービス専用のお申込書をご記入ください。
2. 当施設のお客様情報の管理は、接続世帯単位となります。原則的に光ケーブルテレビサービスのご契約名義を世帯代表名義として扱います。これにより光ケーブルインターネットサービスと名義が異なる場合でも、各サービスのご通知書等の宛名は光ケーブルテレビサービスのお申し込み者となる場合があります。
3. 同一敷地内に複数の引き込みをする場合は、新たな契約として新規加入手続きが必要です。また、一つの引き込み線に対して同一敷地内の世帯主が違う複数の建物に分配する場合、各世帯ごとに月々の使用料をお支払いいただきます。
4. 加入申込書の記載事項に不備（必要事項の記入漏れ）がある場合、予定した工事日に工事できないことがあります。
5. 契約書面受領後もしくは工事完了後のどちらか遅い日から 8 日間は、書面で通知することにより契約を解除することが出来ます。この場合、光ケーブルテレビ及び光ケーブルインターネットの基本料金のお支払いは不要となります。た

だし、有料チャンネルをお申し込みいただいていた場合は一ヶ月分の視聴料金、また工事施工をしていた場合は当該工事費をお支払いいただく場合がございます。

6. 工事にあたりお客様ご自身の所有ではない敷地、建造物等を使用する場合は、事前に当該物件の所有者の承諾を得てください。町はこれらの責を負いませんので予めご了承ください。

### (5) お客様情報について

1. ご契約いただいたお客様の基本情報（お名前・ご住所・連絡先等）は町のプライバシーポリシーに従い適正に取扱いいたします。

### (6) 所有区分について

1. 戸建て住宅、集合住宅などの建物の形状を問わず、当施設伝送路設備から引き込み線の終端に設置する光受信機（以下「V-ONU」という）までが長和町の所有となります。引き込み線やV-ONU等の位置変更などは必ず役場総務課情報管理係へご連絡ください。

## 「光ケーブルテレビ」に関する重要説明事項

### (1) NHK受信料について

1. 当施設のご提供料金にはNHK受信料は一切含まれておりません。法令によりNHKの衛星契約（地上契約を含む）が必要となります。
2. NHKBSデジタル放送を視聴する際に、NHKにご連絡をお願いする旨のメッセージが画面に表示される場合があります。メッセージの消去や詳しいお問い合わせは、画面表示のNHKフリーダイヤルにご連絡ください。

### (2) 工事について

1. 原則的に戸建て住宅の場合、宅内配線は既存テレビアンテナ配線と別配線にて施工いたします。ただし既存テレビアンテナ配線の系統や使用部材が当施設仕様の基準を満たす場合、その配線をケーブルテレビ用として使用することができます。
2. 宅内工事の施工を当施設契約の業者にご依頼される場合、宅内工事費のお見積もり、ご請求は当該工事施工者から直接お客様に提示、ご請求となる場合があります。
3. 引き込み線は当施設伝送路設備の一部となります。お建て替えやリフォーム等により引き込み線の移動、撤去作業が必要な場合は、必ず役場総務課情報管理係までご連絡ください。お客様側での工事、修繕はなさないようお願いいたします。（引き込み線変更工事は有償にて承ります）

### (3) サポートについて

1. 受信障害のうち、当施設伝送路設備からV-ONUまでの間の障害については、当施設で復旧対応いたします。障害の原因がV-ONUから先の宅内にある場合は、お客様の責任となります。役場職員の訪問は行っておりません。
2. 宅内増設工事、変更工事には対応しておりません。
3. 自主制作番組以外の番組に関するお問い合わせには、ご回答出来ません。

### (4) 解約について

1. 利用料金は、停止した日にかかわらず解約月は一ヶ月分の利用料を課金・ご請求させていただきます（日割り計算は行いません）。
2. 解約により当施設の全てのサービスを利用しなくなった場合は、引き込み線を撤去いたします。
3. 音声告知端末機がある場合は、ご返却いただきます。紛失の場合は条例で定める違約金をお支払いいただきます。
4. 加入手数料の返却はありません。
5. 光ケーブルテレビ経由で視聴している民放、NHKの地上波を含めて一切のテレビ受信がなくなります。ご解約後は、テレビアンテナなどの受信手段をご自身でご用意ください。
6. 解約によりNHKの視聴をやめられた場合、NHK受信料の解約はご自身で手続きをお願いします。
7. 当施設が提供するサービスを全て解約すると、再度再加入する時に再び新規加入手数料等を納入していただくこととなりますので、予めご了承ください。

### (5) サービス提供の停止について

1. お客様の都合により利用料金のお支払いが滞り、未納金が条例で定める金額に達した場合は、使用の一時停止または加入の取り消しを行います。これにより、光ケーブルテレビ経由で視聴している民放、NHKの地上波、自主制作番組を含めて一切のテレビ受信が出来なくなります。予めご承知ください。
2. 未納金のお支払いをする場合は、役場総務課情報管理係までご相談ください。また、未納金お支払い後のサービス提供の開始は、情報管理係が定める日・時間となり、即時再開ができないものとします。また、再開時の光ケーブルテレビ信号は光受信機出力端末までの提供とし、加入契約者のテレビまでケーブルテレビ信号の提供を保証するものではありません。
3. 町が請求する未納金は、実際の未納金のほか、督促状一通につき条例で定める督促手数料が加算されます。

- 一度使用の停止または加入が取り消されたあと再加入する場合は、未納金の全てを納入し、誓約書にご記入いただきます。なお、再加入にかかる工事費はお客様負担となります。また、新規加入登録手数料をお支払いいただく場合もございます。

## (6) サービスの休止について

- お客様の都合により、光ケーブルテレビサービスの利用を一時休止することができます。
- 休止の期間の利用料は、条例で定める休止料金とします。
- 休止していたサービスを再開する場合は、条例で定める休止再開手数料を請求させていただきます。

## (7) その他

- 降雨減衰（もしくは気象状況）が原因で一時的に放送が途切れることがあります。
- チャンネル編成は諸般の事情により変更になることがあります。

## 「光ケーブルインターネット」に関する重要説明事項

### (1) 宅内工事について

- 宅内において光ケーブルテレビ用配線と光ケーブルインターネット用配線は別配線とし、原則的に露出配線にて施工します。
- 当サービスは建物の状況により提供できないことがあります。
- 工事範囲は光受信機（以下D-ONUという）設置までになります。パソコンへの接続や設定、市販の無線ルーターの設置・設定はお客様側で行ってください。
- LAN配線工事は行っておりません。
- D-ONUの設置住所変更等は必ず役場総務課情報管理係までご連絡ください。お客様ご自身の移動はご遠慮ください。

### (2) 提供サービスの仕様について

#### ・通信速度について

- いずれのコースもベストエフォートでの提供となります。各コースで提示する通信速度は、技術規格上の理論最大値であり、その速度を保証するものではありません。特に提示速度が大きいコースほど、種々の要因により実際の通信速度と提示速度との差が大きくなる傾向にあります。
- 通信速度はお客様が使用するパソコンや家庭内ネットワークの状況などの使用環境にも左右されます。

#### ・提供する IP アドレスの種別について

- 2M、10M、100MのIPアドレスは動的プライベートIPとなります。これにより当施設ファイアーウォールの保護下になり、外部から侵入されにくくなりますが、対戦ゲームやチャット、ソフトフォンなど、一部のアプリケーションが動作しない場合があります。また、1Gコースはグローバルアドレスにて提供されます。
- ご希望のお客様は有償でグローバルIPのお申し込みができます（2M、10M、100M加入中の方のみ）。サービス開始後にお申し込みください。グローバルIPアドレスは、当施設のファイアーウォールの保護がありませんので、相応のセキュリティ対策が必要であることをご認識ください。

### (3) サポートについて

- D-ONUの通信に関して（通信不調の場合の原因追及等）対応いたします。
- パソコンのネットワーク設定やメールアカウントの設定、各種セキュリティサービスのインストールや設定、ホームページの開設・アップロードなどについては、長野県協同電算JANISヘルプデスク0120-20-4824へお問い合わせください。

### (4) 免責事項について

- 当施設の責任範囲はお客様宅に設置するD-ONUまでとなります。ただし、V-ONUからD-ONUまでの光配線は除きます。
- 当施設は、お客様のパソコン本体やパソコン内のデータ等について責任を負うことはありません。

### (5) アカウント・パスワードについて

- ネットワーク通知書、アカウント通知書は重要な書類になります。大切に保管してください。
- 記載内容は、JANISの管理になります。内容についてのお問い合わせ、設定通知書の再発行は、JANISヘルプデスクへご連絡ください。

### (6) コース変更やオプションの追加、変更について

- ご利用プランの変更は、所定の書式もしくはゆいねっと公式HPにて受け付けております。役場総務課情報管理係へ書式を提出するか、ゆいねっとHP (<http://www.kokuyou.ne.jp>)にて申請してください。
- サービス、料金の変更は、原則的に変更処理が完了した月から適用を開始します。この際日割り計算は行いません。

## (7) ご利用の休止について

1. お客様の都合により、光ケーブルインターネットサービスの利用を一時休止することができます。
2. 休止の期間の利用料は、条例で定める休止料金とします。
3. オプションサービスをご利用の場合、休止期間中もオプション料金は通常料金が適用されません。休止期間中、使用しないオプションは休止お申し込みの際に契約を解除してください。解除されたオプションは再開時に改めてお申し込みが必要です。
4. 休止中のIP電話（JANISフォン）の電話番号保持には手数料 300 円/月（税抜）を申し受けます。
5. 休止していたサービスを再開する場合は、条例で定める休止再開手数料を請求させていただきます。
6. ウイルス・ボット・スパイウェア等に感染している、誤ったネットワーク設定がされている等の理由により、お客様のパソコンが当施設のサービス、または他の利用者の通信に支障を与える状態になっている場合、これらが解消されるまで通信を切断させていただくことがあります。オプションサービスをご利用の場合、休止期間中もオプション料金は通常料金が適用されます。

## (8) サービスの解約について

1. 利用料金は停止した日にかかわらず解約当月は一ヶ月分の利用料を課金・ご請求させていただきます（日割り計算は行いません）。なお光ケーブルインターネットの料金はプロバイダ利用料金も含んだ利用料を、長和町が代行してお客様に請求させていただいています。事務手続きの都合上、光ケーブルインターネットの料金は、実際にお客様がサービスを利用された月から一

ヶ月遅れで適用されます（例えば 1 月使用分は 2 月料金に適用となります）。そのため、インターネットサービスを解約された翌月分に解約された月の料金が適用されますので、予めご了承ください。

2. 解約時にはD-ONUをご返却ください。紛失などによりご返却いただけない場合は条例で定める違約金をお支払いいただきます。予めご了承ください。
3. インターネットサービスを解約して再び加入する場合は、アカウント設定料がかかります。また、当施設が提供するサービスを全て解約すると、再加入する時に再び新規加入手数料等を納入していただくこととなりますので、予めご了承ください。

## (9) サービスの停止について

1. お客様の都合により利用料金のお支払いが滞り、未納金が条例で定める金額に達した場合は使用の一時停止、または加入の取り消しを行います。これによりインターネットの他、光ケーブルテレビ経由で視聴している民放、NHKの地上波、自主制作番組を含めて一切のサービスが停止します。予めご承知ください。
2. 未納金のお支払いをする場合は、役場総務課情報管理係までご相談ください。未納金お支払い後のサービス開始は、情報管理係が定める日・時間となり、即時再開ができないものとします。
3. 町が請求する未納金は、実際の未納金のほか、督促状一通につき条例で定める督促手数料が加算されます。
4. 一度使用の停止または加入が取り消されたあと再加入する場合は、未納金の全てを納入し、誓約書にご記入いただきます。再加入にかかる工事費はお客様負担となります。また新規加入登録手数料をお支払いいただく場合もあります。



# 黒耀の里のいっしょ

所在地 〒386-0603 長野県小県郡長和町古町 4247-1

長和町役場総務課情報管理係

電話 0268-75-2043

メール [catv@town.nagawa.nagano.jp](mailto:catv@town.nagawa.nagano.jp)

公式 HP



<http://www.kokuyou.ne.jp>

※内容は予告なく変更することがあります。 2026年1月1日現在